

不妊治療費を助成 治療開始前に申請を

子育て支援課 ☎(50)1257

市では、不妊治療をする人を対象に助成を行っています。申請書を提出し、助成決定を受けなければ、助成を受けられません。治療開始前の申請が必要です。

■対象 夫婦とも引き続き1年以上香取市に住民登録を行い、戸籍法に基づく婚姻後1年以上が経過している人。また、子がひとりもなく、不妊治療が必要で、夫婦とも市税の滞納がない人。

※助成対象期間内に、夫婦のうちのどちらか一方または両方が市外に転出した場合は、助成資格を失います

■助成対象の治療費 保険診療適用外の検査および診療費

■助成額 治療に要した費用の7割、年額30万円が限度

■助成期間 助成決定後の最初の診療日を起算日とし、引き続き2年間

■所得制限 夫婦の前年の所得の合計額が450万円未満

■必要書類

◇不妊治療費助成事業申請書

◇戸籍謄本

◇住民票の写し

◇不妊治療が必要であるという医師の意見書

◇前年の所得状況が分かるもの（所得証明書、確定申告書の控えなど）

◇健康保険証

◇印鑑

※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、事前に相談ください



●既に通水に罹患したことがある人は、接種対象外です。

●任意接種として水痘ワクチンの接種を受けたことがある人は、既に接種した回数分の接種を受けたものとします。

◇85歳（昭和4年4月2日）

◇80歳（昭和9年4月2日）

◇75歳（昭和14年4月2日）

◇70歳（昭和19年4月2日）

◇65歳（昭和24年4月2日）

◇60歳（昭和29年4月2日）

■助成額 任意接種、定期接種ともに2000円

●費用 無料

●経過措置 平成26年度（10月1日）～平成27年3月31日）に限り、生後36月から生後60月未満の人（3～4歳児）を対象に1回接種

●対象 平成26年度中に次の年齢になる人

◇65歳（昭和24年4月2日）

◇60歳（昭和19年4月2日）

◇55歳（昭和14年4月2日）

◇50歳（昭和9年4月2日）

◇45歳（昭和4年4月2日）

●経過措置 平成26年度に限り、対象者以外（任意接種）の人にも、これまでどおり接種費用の助成を行います。平成26年度定期予防接種対象者以外で任意接種を希望する人は、平成26年度中に接種を受けてください。

10月1日(水)から「水痘（水ぼうそう）ワクチン」が定期接種として導入される予定です。対象者には予診票を9月末までに郵送しますので、香取市個別予防接種医療機関で予約の上、次のとおり接種を受けてください。

●対象年齢 生後12月から生後36月未満の人（1～2歳児）

●接種回数 2回

●標準的な接種時期・間隔は、生後12月から生後15月までに1回目を接種し、1回目接種後6月から12月までの間隔をおいて2回目の接種を行う

●経過措置 平成26年度（10月1日）～平成27年3月31日）に限り、生後36月から生後60月未満の人（3～4歳児）を対象に1回接種

●対象 平成26年度中に次の年齢になる人

◇90歳（大正13年4月2日）

◇85歳（大正8年4月2日）

◇80歳（大正3年4月2日）

◇75歳（大正8年4月2日）

◇70歳（大正3年4月2日）

水痘ワクチン予防接種が 定期接種になります

10月1日(水)

健康づくり課 ☎(50)1235

高齢者肺炎球菌ワクチン 助成制度が変わります

10月1日(水)

健康づくり課 ☎(50)1235

これまで接種費用の助成を行っていた高齢者肺炎球菌ワクチンが10月から定期予防接種に変わる予定です。

昭和5年4月1日生まれ）

◇90歳（大正13年4月2日）

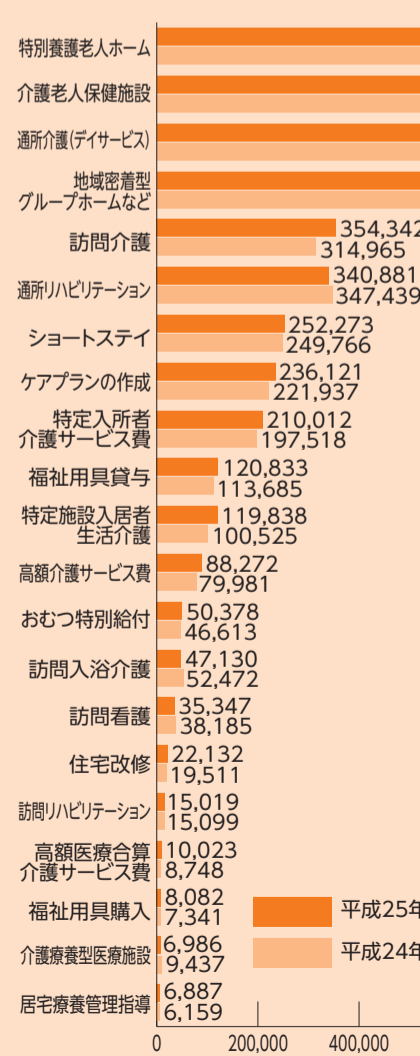
◇85歳（大正8年4月2日）

◇80歳（大正3年4月2日）

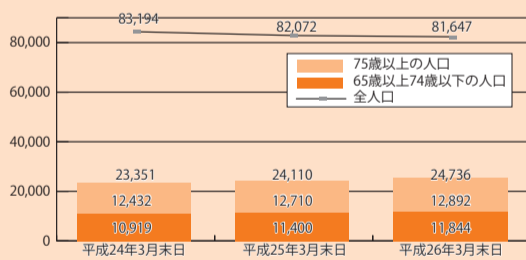
◇75歳（大正8年4月2日）

◇70歳（大正3年4月2日）

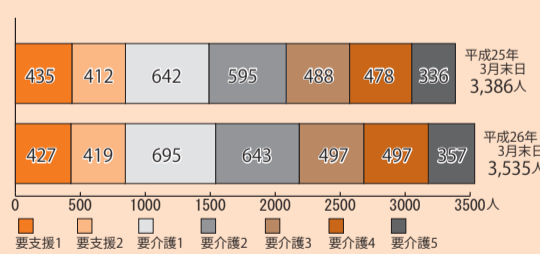
グラフ④ 介護サービス種類別給付額



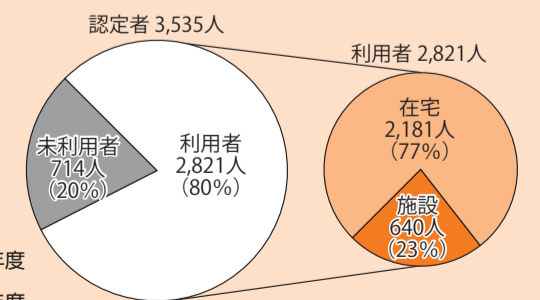
グラフ① 人口の推移



グラフ② 要介護(支援)認定者数



グラフ③ 介護サービス利用者数



平成25年度実施状況 地域で支える 介護保険

健康高齢者福祉課 ☎(50)1208

介護保険は、40歳以上の皆さんが納める介護保険料と国や自治体の負担金を財源に、高齢者の暮らしを地域全体で

支える制度です。平成25年度の実績から、市の介護保険実施状況をお知らせします。高齢化率は30.3%に

本市の65歳以上の人口は2万4736人で、全人口に対する割合は30.3%です。高齢化率は、ゆるやかに上昇しています。(グラフ①)

また、要介護(支援)認定を受けている人は、40歳から64歳までを含め3535人です。(グラフ②) そのうち実際に介護サービスを利用して

いる人は2821人で、大別すると在宅サービス利用者が77%、施設サービス利用者が23%です。(グラフ③) 認定者の増加に伴い利用者も増えています。(グラフ④)

種類別みると、通所介護をはじめ、訪問介護、特別養老老人ホーム、グループホーム、特定施設入居者生活介護が増えています。(グラフ④)

介護サービス利用者が増えています。平成25年度3月末、全人口に

介護サービス費用の1割は介護保険の中から給付されます。平成25年度の給付費は総額5億1567万円、平成24年度より2億7728万円増えています。一人当たりの平均給付額は在宅サービス利用者で月額約14万円、施設サービス利用者で月額約31万円となります。

給付費は2億7千万円の増えています。

介護サービス費用の1割は介護保険の中から給付されます。平成25年度の給付費は総額5億1567万円、平成24年度より2億7728万円増えています。一人当たりの平均給付額は在宅サービス利用者で月額約14万円、施設サービス利用者で月額約31万円となります。